

海外事情¹⁹⁹⁶ 12

拓殖大学海外事情研究所



特集・東アジアの領土問題

● 竹島問題考——内藤正中

● 南シナ海領有権紛争と中国——竹下秀邦

● 尖閣諸島領有権問題の発生——鈴木祐二

● チベット分割支配と「シムラ条約」——ペマ・ギャルポ

● 国際法における「国境」概念——田中保彦

● WTOと日米通商交渉——秋山憲治

● 北の潜水艦座礁事件とその波紋——外山茂樹

● 橋本総理を迎えた中南米諸国——酒谷 隆

音



ニュースレター／中国 65

橋本総理を迎えた中南米諸国	酒谷 隆	96
北の潜水艦座礁事件とその波紋	外山茂樹	82
WTOと日米通商交渉	秋山憲治	66
国際法における「国境」概念	田中保彦	52
チベット分割支配と「シムラ条約」	ペマ・ギャルポ	47
尖閣諸島領有権問題の発生	鈴木祐二	36
南シナ海領有権紛争と中国	竹下秀邦	23
竹島問題考	内藤正中	2

特集Ⅱ東アジアの領土問題

KAIGAI JIJO

Journal of World Affairs

VOLUME 44
NUMBER 12
December 1996

DISPUTED TERRITORIES IN EAST ASIA

A Historical Survey of Takeshima Island	Seichu Naito	2
China's Attitude toward Disputed Islands in the South China Sea	Hidekuni Takeshita	23
The Origin of the Senkaku Dispute	Yuji Suzuki	36
An Influence of 'Simla Treaty' on the Divide of Tibet	Pema Gyalpo	47
The Meaning of a Border in International Law	Yasuhiko Tanaka	52
* * *		
Japan-U.S. Trade Negotiations in WTO Framework	Kenji Akiyama	66
South Korean Response after North's Submarine Hit Rocks	Shigeki Toyama	82
How Latin American Countries Welcomed the Premier Hashimoto?	Takashi Sakaya	96
* * *		
Newsletter / China		65

KAIGAI JIJO (Journal of World Affairs) ISSN 0453-0950

Publish monthly by Institute of World Studies, Takushoku University
3-4-14 Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112, Japan

Annual Subscription Rates: for Inland Readers ¥3600 Including Postage Fare
and for Overseas Readers ¥3600 plus Postage Fare

Editor: Masatada Izawa, Managing Editor: Yuji Suzuki

貴 092.1
161
寄 97.5.28 贈
島根県立図書館

竹島問題考

はじめに

一九九六年二月九日、韓国が竹島(韓国では独島)に港灣施設を建設していることに対して、日本政府の池田行彦外相が「歴史的にも国際法上の観点からも、日本固有の領土であり、甚だ遺憾である」と抗議して、計画を中止するよう要請した。これをきっかけに、竹島問題をめぐって日韓両国間の関係は一挙に緊迫する。

韓国側では、金泳三大統領が政府与党訪韓団との会談を拒否するとともに、竹島周辺の警備を強化し、海軍・空軍・海洋警備隊による合同機動訓練を実施する。与野党それぞれが日本政府を非難する声明を発表、マスコミは連日のよ

うに抗議キャンペーンをくりひろげ、ソウルなど主要都市では抗議デモがつついた。

日本側も負けてはいない。自民党の加藤紘一幹事長は、日韓両国ともに何十年来、竹島は自国の領土だとそれぞれ主張してきている、領土問題で意見の相違があることは今にはじまったものではないという。それにもかかわらず外相が「竹島は日本の領土」といっただけで、大統領が怒って、与党訪韓団にこないでほしいというのは如何なものかと、公然と批判する。自民党内では、「政府は日本の立場をもっとハッキリ主張すべき」とする意見が相次いだという。

それはあらぬか、九月三〇日に自民党が発表した総選挙の公約では、尖閣列島とともに竹島問題について、「領有権についてはわが国の領土であることを一貫して主張してい

る。……両国関係を損ねることのないよう平和的解決へ向けて外交努力を継続していく」と述べたことから、韓国側は猛反発するに至っている。

たしかに、竹島をめぐる領有権問題は、日韓両国間で何十年来争ってきたことである。ただし、日本固有の領土」と主張してきている竹島が、韓国によって長年にわたる「不法占拠」されているにもかかわらず、日本政府としては「再三抗議」するだけで、あくまでも「平和的手段」によって解決することを基本方針にして現在に至っている。それは、一九六五年の日韓国交正常化にさいして両国間で取り交わした「紛争の平和的処理に関する交換公文」、すなわち「両国は別段の合意なきがぎり、紛争は両国が合意する手続きに従い、調停によって解決を図る」という趣旨に則って、外交上のルートを通じて粘り強く話し合いをつづけていくというものである。しかしそのようにいうのであれば、一九六五年から三〇年を経過した現在、外交ルートを通じて何がどれだけ話し合われ、何が未解決で残されているかが明らかにされるべきである。

問題の焦点は、領土権主張の背景にある歴史的事実の解明であり、所属未定地を島根県の管轄に編入して対外的に無主地先占による領土権を確立したことの正当性についてである。

内藤 正中

このことについては、これまで多くの著作が発表されている。もっとも代表的なのは、一九六六年に川上健三がまとめた「竹島の歴史地理学的研究」である。執筆当時、川上は外務省調査官であり、日本側が主張する所説を裏打ちする調査研究として同書がまとめられており、竹島の日本領土説の歴史的根拠となっている。この川上の調査研究にも協力し、川上の著書より一年前の一九六五年に発刊されたのが田村清三郎の「島根県竹島の新研究」である。島根県の所管になっている竹島について、島根県職員が島根県庁所蔵文書を使用して説明したことに特徴があるが、そのほとんどは川上の著書に反映されている。なお両書ともにこの五月に復刻再版されたことに、当面する竹島問題への関心の所在がうかがわれるといえる。

川上や田村の説に対して批判的見解を明らかにしたのは、一九六五年二月の「コリア評論」誌上で発表された山辺健太郎「竹島問題の歴史的考察」であり、一九七八年九月の「朝鮮研究」第一八二号所載の梶村秀樹「竹島Ⅱ独島問題と日本国家」である。梶村は韓国側学者の研究論文も参照しつつ竹島問題を「植民地主義思想の後始末の問題」と結論づけている。梶村の論文は、明石書店刊の梶村秀樹著作集第一巻「朝鮮史と日本人」のなかに収録してある。つづいて川上の著書を真正面から取上げて批判的に検討し

たのは、一九八七年三月刊の「朝鮮史研究会論文集」第二四号所収の堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」である。そこでは、川上が主張する竹島が近世初頭以来一貫して日本領土であり、一九〇五年の編入措置はそれを再確認したにすぎないとする説の虚構性を実証的に明らかにするとともに、無主地先占説に対しても日本の朝鮮侵略との関連で議論する必要があるとの問題を提起した。

以上のような先学の研究成果を前提にして、本稿では竹島「問題」の歴史的背景を解明することを課題とする。一つには日本側の研究においても直接関係をもっていた鳥取藩の関係資料の検討が不十分なままであること、二つ目には韓国側の主張の背景にある歴史の事実認識に余りにも大きな相違があり、実りのある議論を進めるためには、歴史の共有が果たされる必要があると思うが故である。

一、竹島問題をめぐる論争点

(1) 竹島についての知見

日本政府は「文献、古地図、その他によって、明らかに現在の竹島は、往時より松島の名称によって知られており、完全な日本領土の一部と考えられてきた」と主張している。

ここでいう「文献」とは、一六六七年(寛文七)に松江藩

士の斎藤豊仙が著わした「隠州視聴合紀」などのことである。同書には「隠岐国から戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島、此二島無人之地、見高麗如自雲州望隠州、然則日本之乾地以比州爲限矣」とある。「松島」は現竹島であり、「竹島」は鬱陵島のこと、竹島とは別に松島という名称で現竹島の存在を認識していたことがわかる。

隠岐国の西方に松島、竹島があるということは、一六八八年(元和四)以来、幕府の免許を得て行っていた竹島渡海事業の往復途中、松島があることが隠岐では知られていたことを意味している。渡海事業を行っていた大谷家の一六八一年(天和元)の文書には、「竹島之道筋二式十町斗り廻り申小島御座候、草木茂無御座若島二而御座候……此小島二而茂みち(アシカ)之魚之油小宛所務仕候」と、松島の姿とそこでの漁撈について具体的に記している。

これに対して韓国側では、一五世紀の政府記録に出ている「于山島」が独島であるという。「世宗実録地理志」(一四五四年)江原道蔚珍郡には「于山・武陵二島、在東正東海中、二島相去不遠、風日清明則可望見」とあり、「新增東国輿地勝覧」(一五三二年増補)巻四五にも「于山島、鬱陵島、一云武陵一云羽陵、二島在東正東海中」と、東海に鬱陵島とともに于山島があることを記しているのである。

于山島が「三峯島」とも呼ばれ、一四七六年には調査に

出かけ、島の姿を描いて帰ったことが「成宗実録」に出ている。

日本側はこれらについて、岩島で人が住めるようなところでない竹島に、そこに住む人たちを刷還するといつて出かけた「三峯島調査」の関係記事は、別の島の話であると反論し、于山島についても、鬱陵島の別称であって同一の島であると「高麗史」の記事でもって、鬱陵島とは別に于山島は存在しなかったと、川上健三らの主張にしたがって韓国側見解に反論する。ただしここでの川上説については、梶村秀樹や堀和生らによって批判されているものもあり、韓国政府からも「この問題を公正な態度で研究する意思を持っていないことを明らかに示すもの」と、その姿勢が問われていた。

(2) 安龍福事件

一六九六年(元禄九)伯耆国に訴願のことがあるとあって、安龍福ら一名の朝鮮人が船に乗ってやって来た。韓国では、鬱陵島に越境侵犯していた日本人漁夫を追い出し、隠岐を経て伯耆州に行き、関白に上疏して鬱陵島と于山島が朝鮮領であることを、確認させたという。そして安龍福を国民的英雄として中学と高校の国史教科書のなかで特筆大書し、竹島問題が惹起される度にマスコミがクローズアップしている。だが日本側では、安龍福について記している

「肅宗実録」の記事は「彼の作為にかかる全くの虚構」であるとして無視してきたため、日本ではその名を知る人はほとんどいない。

安龍福が抗議に来た鳥取県では「因伯記要」(二九〇七年)や「鳥取県郷土史」(一九三二年)のなかで、米子商人の竹島渡海事業との関連で、アンピンシャとか安同知の名でそのことを記していた。しかしそれが「肅宗実録」が記す安龍福であるとして、抗議来日の詳細を鳥取藩池田家文書を使って記述したのは、川上健三の「竹島の歴史地理学的研究」(二九六六年)であるが、その内容は「安龍福の豪胆な行動をつとめて卑小に描き出そうとしている」と、梶村秀樹が批判しているようなものであり、そのためもあってか「鳥取県史」(二九七九年)では欠落させていた。

ただし、川上を批判した梶村の場合も、安龍福の鳥取藩内での行動を正確に把握していたわけではない。また堀が、安龍福の二度の来日が契機になって朝鮮政府は態度を硬化させ、幕府が対馬藩を抑えて竹島渡海を禁止するに至ったといっているのも正しくない。安龍福が抗議来日する五カ月前に、幕府の渡海禁止は決定されており、影響を与えたとすれば、強制連行された後に帰国した時の報告である。

安龍福事件で重要なことは、「朝鮮兩島監税將臣安同知騎」と記した旗を立てて来日したという事実である。「肅宗

実録」所収の安龍福の供述では、「鬱陵子山兩島監稅將」を仮称したと述べるとともに、「松島即子山島、此亦我国地」といって、子山島(独島)が朝鮮領であるとして日本人を追い出したことである。安龍福は日本人が松島と呼んでいたことを知っており、松島が子山島であり、それが朝鮮領であるとしたことは注目されなければならない。

なお、韓国側では安龍福の一方的供述でしかない備辺司の取調記録を収録した「肅宗実録」、あるいは「増補文献備考」だけに依拠しており、鳥取藩史料を全く参照しないという問題がある。

(3) 竹島渡海禁止令

安龍福が来日したのは一六九六年(元禄九)六月四日であるが、その年の一月二八日に、幕府は竹島が朝鮮領であることを認めて、日本人の渡海を禁止した。ただ朝鮮国への通告は対馬藩の怠慢で遅れ、安龍福が帰国した後の一〇月に対馬に来た二名の訳官に口頭で伝え、翌年二月に東萊府に文書で行う。「竹島一件」と日本でいっている鬱陵島をめぐる領土紛争は、これで落着した。

幕府が「竹島の地因幡に属せり」といっていた背景には、朝鮮王朝が二五世紀以来とってきた鬱陵島に対する空島政策がある。川上はこれについて「鬱陵島が完全な空島と化し、朝鮮国政府によって事実上放棄」されたものとみてい

る。この「事実上放棄」したとする自分勝手な認識がなければ、一六一八年(元和四)から一六九六年(元禄九)に至る七八年間にわたる伯耆国米子商人による竹島渡海事業の正当性はないし、竹島渡海の途中に松島があることも知らなかったはずである。

しかし事実上放棄したといっても、鬱陵島に対する朝鮮国の主権は存在している。幕府も米子商人も朝鮮領の島であることを知らなかったわけではない。だから米子商人は渡海免許を申請したし、幕府も渡海禁止令を発するにあたって「これ曾て彼が地界たる其疑なきに似たり」と述べている。鳥取県による「因伯記要」(一九〇七年)では「朝鮮鬱陵島占領事業」と称しわざわざ「朝鮮」を前に冠していた。

さらに川上は、竹島渡海禁止令について、幕府としては竹島への日本人の渡海を禁止しただけであって、「鬱陵島と竹島が同一の島であること、及びその朝鮮領たることを承認する件については言及しなかった」とも述べている。そして竹島渡海は禁止されたが、松島についての言及はなかったため、松島へは従前通り渡海できたとして、一八三六年(天保七)の石見国浜田藩での竹島密貿易事件を例にあげている。そこでは、「右最寄松島へ渡海之名目を以て竹島へ渡り」と記してあるというものの、それでもって松島(現竹島)への渡海が「何ら問題がなかった」とすることがで

きるかどうかは疑問である。

なお一八八三年(明治一六)にも、朝鮮政府からの抗議を受けて日本政府は鬱陵島への渡航禁止令を公布し、同島にいた日本人二五四名を強制的に引揚げさせていることは、堀が詳細を明らかにしている通りである。

(4) 竹島の日本領土編入

一九〇五年(明治三八)一月二八日に、日本政府は閣議で竹島を「本邦所屬」とすることを決定、二月二二日付島根県告示第四号でもって、島根県知事が「自今本県所屬隠岐島司ノ所管」とする旨を公示して、竹島を日本領土に編入した。こうした領土編入における手続きは、当時とられていた日本政府の慣行であったとする。

これに対して韓国側では、①独島は韓国領であって「無主地の先占」には当たらない。②領土編入についてどこからも異議がなかったというが、前年に押しつけられた日韓協約により、日本政府は戦略上必要があれば韓国領土はどこでも占有できたし、その上に韓国政府の外交権は日本に取り上げられていた。③日本政府は正常な外交手続きによって韓国政府に通告することをしないで、地方官庁の告示で領土編入をしたわけで、そうした方法では韓国の主権が影響を受けることはないという。

なお、一九五二年(昭和二七)四月二八日に発効した対日

講和条約第一章第二項について、日本政府は「竹島は韓国が日本に併合される以前に島根県の管轄下におかれ、併合後も引続きそうであって、朝鮮総督の管轄下におかれてはいなかった」といっているが、韓国政府としては、合法的に島根県の管轄下におかれたものと認定することはできないと反論し、韓国併合の間でも独島は鬱陵島に付属するものとみなされており、鬱陵島の漁師によって管理されていた事実があるとも付言する。

(5) 北朝鮮の見解

「朝鮮時報」一九九六年一〇月二四日号は、「労働新聞」一〇月一二日に掲載された鄭南勇「独島に対する日本の『領有権』主張は絶対に通じない」と題した論文を要約紹介しているが、その要旨は韓国側の主張とほぼ同一である。朝鮮民主主義人民共和国もまた、竹島に対する日本の領有権を認めていない。

二、日本人の竹島認知

領土問題の紛争裁定で重要なことは、第一に、どちらが先にそこを知っていたかという認知の歴史的事実と、第二には、どちらがどれだけ継続的に利用してきたかの実効的経営の確認が、国際法の慣行とされている。

竹島についていえば、日本で「竹島」とか「磯竹島」と呼んできていたのは、現在の鬱陵島のことであり、現在の竹島は、鬱陵島である。「竹島」との関係のなかで「松島」と呼んできた。

松島は人が住めない岩島であるから、それ自体として注目されることはなかった。日本の文献で松島のこと初めて出てくるのも、鬱陵島の竹島への往復の途中に見えたというものでしかなかった。一六六七年(寛文七)に松江藩が隠岐国に派遣した齋藤豊仙がまとめた『隠州視聴合紀』のなかで「隠州在北海中故云隠岐島……戊亥間二日一夜有松島、又一日程有竹島、此二島無人之地、見高麗如自雲州望隠州、然則日本之乾地以此州爲限矣」と記している。齋藤は隠岐国を巡見したさいに、自ら見聞したことにもとづいて記したものであるが、この当時、伯耆国米子商人による幕府免許の竹島渡海事業が、隠岐を経由して行われており、竹島渡海者もたらした伝聞情報が反映されたものと思われる。

ここでの竹島渡海事業というのは、一六一八年(元和四)に伯耆国米子在住の大谷甚吉、村川市兵衛兩人に對して、幕府が特別許可を与えて実施されていたもので、春から夏にかけての季節に竹島に行き、アシカの油や皮、串アワビ、朝鮮人参などを取って持ち帰る利益の大きい事業であった。

置関係からいって、于山島が独島＝竹島であることは明らかであり、日本側の初見史料よりも二〇〇年も古くさかのぼることができる。なお、鬱陵島については、五二二年(新羅眞王十三年)に島にあつた于山国が新羅に服属した記事があることが知られている。また、一五三二年増補の「新增東國輿地勝覽」のなかでも、「于山島、鬱陵島、一云武陵、一云羽陵、二島在東正海中」と記してある。

ただ同書が「一説于山、鬱陵本一島」と注記していることをもって、川上健三は于山も武陵もともに鬱陵島の名称であり、それとは別に于山島が存在したことを認識していたかどうかは疑問であるとして、これらの島が現在の竹島に当ることを立証するものは何一つないと述べている。この川上説はそのまま日本政府の口上書として韓国側に提出されたが、韓国政府は「李氏朝鮮初期より、于山島と鬱陵島が、それぞれ別称の二島であることは認知しており、またその于山島は、独島と同一である点を正確な文献にもとづき主張してきた」と、一九五九年一月七日付の口上書で反論した。

三、鬱陵島の空島政策

日本人の竹島(江戸期では松島)についての知識は、前述の

た。竹島へは米子から隠岐に行き、島後福浦から西方の竹島をめざす航路であるが、その途中で望見した松島に立寄って漁撈をしたことがあるといわれている。現在の竹島である松島について、事業関係者の大谷家文書には次のように記してある。

「竹島之道筋二十町斗り廻り申小島御座候、草木茂無御座岩島二而御座候……此小島二而茂みち之魚之油小宛所務仕候、右之小島江隠岐国島後福浦より海上六十里余茂御座候事」(二六八一年・延宝九年)。

「竹島江渡海仕候道法之内隠岐国島後福浦より七八十里程渡り候而松島と申小島御座候二付……(一七四〇年・元文五年)。

右の二つの文書のうち、延宝九年のものには松島の名称はないが、竹島へ行く途中にある草木のない岩島というのであるから、現在の竹島すなわち江戸期にいう松島であることは明らかである。これに對して元文五年の文書には「松島と申す小島」と明記してある。

日本側が一七世紀になって記録上での初見があるのに對して、朝鮮王朝の史書で鬱陵島とは別の島がその近くで確認されるのは、一四五四年の『世宗実録』地理志のなかで、「于山・武陵二島、在東正東海中、二島相去不遠、風日清明、則可望見」とみえる。武陵島が鬱陵島であり、それとの位

ように鬱陵島(江戸期では竹島と日本人は呼んでいた)との関係のなかで語られていた以上、竹島問題は鬱陵島への関係史のなかで歴史的にみていく必要がある。

日本の史書のなかで鬱陵島が初めて出てくるのは、『権記』一〇〇四年(長保六)三月七日のところ、因幡国へ于陵島人一人が漂着したという記事である。于陵島は鬱陵島の別称であり、新羅滅亡でその残党が島に逃げていたのが因幡海岸に漂着したもので、都に送られた後に母国に送還された。このことを紹介した田保橋潔は「鬱陵島その発見と領有」(『曾丘学叢』第三号)において、「前後の事情から考へるに、山陰道の漁民が同島の存在を知悉したのは遙かに遡り、或いは上古既に山陰道より隠岐諸島、リヤンクウル島、鬱陵島を経由して、朝鮮國慶尚道、江原道に至る海路の発見せられて居たことなきを保し難い」と言及している。

この論文は一九二九年(昭和四)に発表されたものであるが、文中のリヤンクウル島が現在の竹島になる。田保橋がいうように、山陰道の漁民が何日もかけて鬱陵島に出漁していたとは考えられない。ただ古代では、朝鮮半島から山陰に来るコースとして利用されていたことは、潮の流れにも関係して十分にありうることで、七二七年から二〇〇年余の間に三四回も来日した渤海国使が、山陰へは隠岐四回、出雲三回、伯耆二回と着岸している。この場合、朝鮮半島の

東海岸に沿って南下し、江原道から東へ鬱陵島そして隠岐島を経由するコースであるから、渤海国使一行を通じて、鬱陵島についての関係情報もたらされたことも十分に想像できるであろう。

中世になると倭寇の朝鮮半島襲撃である。一三世紀後半から一四世紀にかけて盛んになる倭寇関係記事が「高麗史」に見られるのは、一二三三年（高宗一〇）四月の「甲子倭寇金州」が初見とされているが、「高麗史」では一三五〇年の記事をもって「倭寇之侵始此」と記してある。鬱陵島では一三七九年から「倭、武陵島に入る、留まること半月にして去る」とみえる。つづいては一四一七年の「倭、于山武陵を寇す」などである。

倭寇対策に苦しんだ高麗王朝では、一四〇三年の太宗の時に江原道からの報告にもとづいて、武陵島（鬱陵島）にいる住民の本土への移住を命ずる。いわゆる空島政策の実施である。それは島に住民がいると倭寇が襲ってくるので、住民を予め本土に引揚げさせておくというもので、一四一七年に金麟雨を安撫使に任命、鬱陵島に派遣して三名を連れて帰った時以来、一四二五年、一四三八年にも住民を送還して空島化の徹底を図った。

しかしその一方で、江原道の地方官からは、空島政策に反対して移住を進める意見も出されていた。例えば一四三

六年に江原道監司の柳李聞は、鬱陵島は「土沃多産」であるから移民を募集して万戸（軍官、守令（地方官）を設置するよう提案している。さらに翌年にも「茂陵島土地膏腴、禾穀所出十倍陸地、且多所産、宜諸果置守、以爲嶺東之藩」と再び提案するが、政府は「風水甚悪」として却下した。それにもかかわらず柳李聞は、昔倭奴が毎年侵掠したと聞いており、県の設置が困難であれば人を派遣して探索し、土産を採取し物産を作るがよいと重ねて意見書を上申したことから、政府はさらに状況報告を求めるとともに、二名の巡審敬差官を巡遣して六六名を連れて帰った。

そして一四五七年になって、前中枢院副使の柳守剛が江陵府と嶺東地方の防衛のことを考えて、茂陵島に県を設置することを提案する。しかし反対に島からの刷還を進める説もいぜん強く、結論が出なかつたため国王が、県を設けないが住民を島から刷還することもしないという方針を政府が決定する。

以上のことからすれば、鬱陵島への空島政策の実態は、川上健三らがいっているように、「李朝初期以来、同島が完全な空島と化し、朝鮮国政府によって事実上放棄された」とする見解が誤りであることが明らかである。日本では空島政策が誤解されて、放棄に等しい島と勝手にきめつけていることが通説になっている。

四、鬱陵島領有の画策

鬱陵島は日本海の島として各地の商品の交流センターの役割を果たしていた。それだけに中継貿易で生きてきた対馬藩としては、鬱陵島を自己の支配下におき、日本海での海上権益を掌握することを考え、何度となく領有化を画策している。

一四〇七年（太宗七、応永一四）対馬国守護宗貞茂は、鬱陵島に家臣を連れて居住したい旨を朝鮮王朝に申し入れている。朝鮮王朝が空島化の方針を決めたのは、前述のように一四〇三年のことであり、その情報を入手して三年後に早くも対応したのと思われる。しかし朝鮮国王は、対馬に許可すれば日本国王は朝鮮は謀反人を招いたといつて、関係悪化の危険があるといふことで、この申し出を断つた。「朝鮮王朝実録」には記している。当時鬱陵島が対馬とともに朝鮮人と日本人が接触する場になっていたことは、一四二六年一月に、江原道の長官から「奸民及び主人に背く背く奴僕があつて、茂陵・対馬に逃げてゆき、火薬の秘術を倭人に教習す」と報告しているところをみてわかる。

つづいて一六一四年（光海君二、慶長一九）にも問題が起る。この時も仕掛けたのは対馬藩で、「倭船三隻、稱以探問

磯竹島」という東萊府から朝鮮王朝への報告が発端である。幕府の外交文書をまとめた「通航一覽」で「宗対馬守茂智より朝鮮東萊府使に書を贈りて、竹島は日本属島なるよし論せしに、彼許さず、よりて猶使書往復に及ぶ」と記しているように、対馬藩は竹島が日本領であると主張したのである。朝鮮側は「東国輿地勝覽」にも記載されている明らかな朝鮮領土であり、倭奴の来島を禁止すると通告した。

しかし対馬藩は、島が荒廃して住民の姿が見られないことをあげて、日本領の竹島であると重ねて主張、これに対して東萊府使は、両国間には古くから境界が定まっておらず、往来には対馬だけを門戸にしていることから、その他はすべて海賊とみなすと強い姿勢で反駁した。それでも対馬藩はあきらめず、鬱陵島が船の碇泊に便利なることをあげて開放を重ねて要求したことに對しては、朝鮮王朝を軽視するもので、道理に暗い行為とまでいって対馬藩をたしなめた。

これと同時期の一六一七年（天和三）に、大坂平定を祝賀する朝鮮王朝の信使が来日する。この時の従事官であつた李景稷には「李右衛門扶桑録」があるが、そこには秀吉の時代に鬱陵島に渡つて材木などを略取した磯竹弥左衛門のことが記してある。磯竹姓を名乗っているように、弥左衛門は磯竹島（鬱陵島）への渡航をくり返し、珍品をもち帰つて秀吉に献上して喜ばれたものであるが、秀吉の死後にそ

の侵略行為が朝鮮側から問題にされ、幕府としても何らかの対処をすることが求められていた。このため対馬藩でも放置できず、弥左衛門ら「潜商二人」を捕らえて京都に送り処分を待たなければならなかった。

その二年前に、後述する伯耆国米子商人に幕府は竹島渡海免許を与えたのである。このことでは、対馬藩の場合は処罰の対象になった竹島渡海が、どうして鳥取藩の米子商人には許可されたかが問われるべきであろう。考えられる第一は、対馬の弥左衛門の場合は、秀吉には認められていたものの徳川幕府からは承認を得ていなかったこと、第二に、朝鮮側からどのように問題にされたかは不詳であるが、僧使従事官の「李右衛門扶桑録」を通じて明らかになった以上、朝鮮王朝との間で国交正常化を進めている徳川幕府としては、竹島への潜商は見逃すわけにはいかなかった。しかも第三として、潜商として問題にされている磯竹弥左衛門は対馬の商人であり、対馬藩を通じて対朝鮮外交を進めようとしている以上、対馬藩にはとりわけ朝鮮側に対する自己規制が求められることなどが、竹島潜商の罪で弥左衛門らを処罰する判断材料になったものと思われる。

これに対して、その二年前の一六八八年に幕府から渡海免許を受けた鳥取藩と米子商人の場合、竹島領土化をめぐって対馬藩が朝鮮東萊府との間できびしい交渉をしていた

免許を申し出るはずもない。

米子商人の大谷甚吉と村川市兵衛の両名が幕府に申請して、老中四名が連署した渡海免許状を鳥取藩を通じて受けたのは一六一八年（元和四）であった。この年以來、両名が隔年交代で竹島に渡海することになるが、事業は両名の「寄合所務」とされ、損得とも折半すること、竹島から持ち帰った品はすべて書き出すことが定められていた。鳥取藩でも毎年米一〇〇俵宛を貸与し、一年後に返還させる、御城銀一貫五〇〇目を無利子で貸付て漁獲物で精算させるなどの支援策をとっていた。竹島での漁獲物の中心は串アワビとアシカの油で、油の如きは荒尾組の米子詰組士へ廉価を以て割符上納し、其他は一般へ市価を以て販売したといわれている。また、將軍家をはじめ幕府の關係役人、鳥取藩關係役人などへ、「上々串鮑 十五連」「竹島鮑五百入 一折」「鮑腸塩辛 一斗五升」「木くらげ 五升」などと、その都度の献上を記録した文書も残っているし、幕府關係役人から特別に依頼された「竹島御用」と題した注文書もある。

ところが一六九二年（元禄五）三月に竹島へ渡海してみると、すでに多数の朝鮮人がいて漁撈をしていた。そこで止めさせようとしたが、朝鮮人が多く衆寡敵せずと思ひ、何もしないまま帰国する。ただ後日の証拠にということで、

ことを承知していなかったのではなからうか。もし知っておれば、幕府に対して竹島渡海をわざわざ申し出ていくはずもない。しかし幕府当局者にあつては、前述のような対馬藩の交渉経過は知っていたように思われる。竹島が朝鮮領であること、しかし空島政策で無人島になっていること、島には物産が豊富であること、そのためかねてより対馬藩が領有化を画策していたことなどを十分知った上で、対馬藩に代わって鳥取藩に領有化の既成事実を作らせる意味を込めて、二人の米子商人に鳥取藩を通じて竹島への渡海免許を与えたものと、私は思っている。

五、米子商人の竹島渡海事業

伯耆国米子商人による竹島渡海事業は、一六一八年から一六九五年までの七八年間にわたる竹島（鬱陵島）に対する実効的支配であり、鳥取県では「朝鮮鬱陵島占領事業」と称したことさえある。

米子商人の場合は、大谷甚吉船が越後国からの帰途に暴風にあい、たまたま竹島に漂流したことにはじまる。ただし漂着したのが竹島と呼んでいた朝鮮領の鬱陵島であることを知っていたかどうかは不詳であるが、知らないで日本領の無人島であると考えていたとするならば、幕府に渡海

朝鮮人が使っていた笠、網頭巾、味噌麴を持ち帰って鳥取の藩庁に届出た。鳥取藩は幕府に報告して指示を仰いだだが、老中からは朝鮮人たちはそのうち退去するであろうからと、別に仔細なかるべしとの回答があっただけであった。

この時、竹島にいた朝鮮人との交渉の状況は、鳥取藩士の岡島正義がまとめた「竹島考」（鳥取県立博物館蔵）に詳細を記してあるので、後述する安龍福に關係あるところだけを摘記しておく。

①朝鮮人のなかには「譯者」すなわち日本語ができる者がおり（安龍福のこと）それなりの意思疎通があった。②船はカワテンカワゲから来たといつて、国王の命令で三年に一度ずつ竹島の北にある小島（現竹島、独島）に行つてアワビを取っている。③三月二日に数十艘で出発したが、風のため五艘五三人が三日に竹島に到着した。島にはアワビが多く、船の修理が出来次第に帰国するつもりである。④朝鮮人は「温語ヲ以テ」話しかけてきたが、その内実はわからず、「衆寡敵セス」と考え、朝鮮人と争うことはしなかった。⑤朝鮮人が来島していた証拠として彼等が取っていた串アワビ、笠、網頭巾、味噌麴を持ち帰ってきた。

ただし、この時に朝鮮人に対して「元米コノ竹島ハ大日本國ノ將軍様ヨリ銘々共拜領シテ旧年渡海セル島也、然ルニ汝ガ如キ毛唐人ドモ、猥リニ渡来致シ漁業ヲ妨ケルノ段、

前代未聞ノ不届ノ至ナリ、一刻モ早く立去ルベシト呵禁したとも記してある。

朝鮮人を強制排除することは日本人の人数が少なかったためにしなかつたものの、厳しく叱責したことは間違いない。このことについて「竹島考」のなかでは「故老ノ伝説」といふ断り書をつけて、「思慮浅クシテ時勢ヲ弁ヘザル」の言動が、後になって朝鮮側に強い姿勢をとらせ、結果として四年後に幕府から渡海禁止を申渡される原因になったと記している。

翌一六九三年(元禄六)にも、竹島に行ってみると、すでに多数の朝鮮人が来ていた。①譯者(安龍福)他一名を捕らえて質したところ、朝鮮国慶尚道東萊県のアンピンシヤ四二歳、蔚山のトラへ三四歳と名乗り、四艘四二人で釜山から渡海してきたという。②昨年朝鮮人は渡海しないようにと厳重申渡しておいたにもかかわらず、再び来島したことは許せないことで、譯者のアンピンシヤとトラへの兩名を連れて米子に帰り、詳細を藩庁に報告して幕府の裁定を仰ぐことにした。③米子へ帰る途中に立寄った隠岐で松江藩の代官から取調べを受け、村役人立会いのもとで調書をとられたが、船頭たちは調書に印形を押捺することを固辞した。④取調べが終わった後に代官所から朝鮮人に酒肴が贈られた。⑤米子到着後は大谷宅に留められ、鳥取藩に報告

幕府の指示を仰いで朝鮮人の竹島渡海を厳禁するように申渡して、長崎に送還することとする。⑥送還に先立って鳥取に送られるが、護送には医者が付き添った。ただアンピンシヤは「猛性狂暴ナル者」ということで、婦女子が道路にでて見物することを禁止した。⑦鳥取城下では町会所に六日間滞在し、医者や料理人もつけて長崎に送られ、帰国する。

幕府の「通航一覽」では「東武(徳川幕府のこと)鈞命して我をして其事を朝鮮に報じ、厳に彼人の来漁するを禁ぜしむ、此年九月公より多田与左衛門(対馬藩士)を使とし、書を札曹に送り、且二人を返されたり」と記し、アンピンシヤら二人を送還帰国させるにあたって、幕府の命として、対馬藩より竹島へ朝鮮人が来漁することを禁止するようにと、朝鮮国政府に申し入れをした。

朝鮮領である鬱陵島について、それを日本領土だといって、朝鮮人の渡航を禁止するとの申し入れを受けた朝鮮王朝は、驚いて対応策を協議した。鬱陵島が朝鮮領であるにしても、現在は放棄に等しい空島であるので、さしあたってそのことで日本と争うのは得策でないとの方針で対処することを國王に報告した。

そして竹島と鬱陵島は別の島であるという含みをもって、日本側がいう竹島への朝鮮人出漁を禁止すると回答し

た。すなわち「弊境之蔚陵島と雖とも、亦遠遠の故を以て任意往來を許さず、況んや其外をや」という文言のなかに朝鮮領であることを示したわけであるが、対馬藩ではこの機に、竹島すなわち鬱陵島が日本領であることを認めさせようとして、書契中にある「弊境之蔚陵島……」の文言の削除を強く要求した。こうなると朝鮮側は態度を硬化させ、対馬藩の要求通りに認めると鬱陵島が日本領になってしま

うため、鬱陵島と竹島は同一であり、一島二名であるとい

って、対馬藩の不当な要求を誠信の道に欠けるといつてき

びしく批判した。

ところが対馬藩の使人はこの書契を受けとることを拒み

つづけ、朝鮮側は政府の書契を受取拒否することは礼法に

反するとして譲歩せず、両者対立のまま推移していた。

その過程で幕府は決断して対馬藩主を説得し、一六九六年

(元禄九)一月二八日に対馬藩主と鳥取藩主に対して竹島へ

の日本人の渡海禁止を達したのである。幕府老中は「竹島

の地因幡に属せりといへとも、我人居住の事なし、……今

其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る

四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、

国家若兵威を以てこれに臨まは、何を求むとして得るへか

らさらむ、但無用の小島の故を以て、好みを隣国に失する

計の得たるに非ず」といつていた。

六、竹島渡海事業への評価

一六九六年(元禄九)一月の幕府の竹島渡海禁止のことは、

対馬藩の怠慢で朝鮮王朝への通告が遅れており、安龍福が

抗議来日した後の一〇月になって、まず対馬に來た東萊府

の訳官に対して、「竹島ノ義因幡伯耆ノ附屬ニモ無之空島ニ

テ、伯耆ノ者罷越漁仕候迄ニ候処、近年朝鮮人罷越シ入交

リ候段如何ニ候間、重テ此方ノ漁民渡海不仕候様ニ可被仰

付、江戸ヨリ被仰渡候旨」と口上書を手交し、翌九七年二

月になって東萊府使に正式な通告をした。

この時の幕府の渡海禁止について川上健三は、鬱陵島と

竹島が同一の島であることや鬱陵島が朝鮮領であることは

承認しておらず、日本人の竹島出漁を禁止しただけである

と強弁している。しかし対馬藩の口上書は「竹島ノ義因幡

伯耆ノ附屬ニモ無之」と明言しているのである。いま朝鮮

国との間で領有権をめぐって交渉しているのであるから、

日本領でないといえ、それはそのまま朝鮮領であること

を承認したことを意味している。したがって地元である鳥

取藩そして鳥取県では、漁業問題というよりも領有問題に

かかわって幕府の渡海禁止令を批判するのであった。

因伯の地元で一番早く言及したのは、一七四〇年(元文五)

の執筆とされる「伯耆民談記」である。渡海禁止令から五〇年ほど後のことである。そこでは「遂に彼の島をば朝鮮に附せられ、大谷、村川へは渡海停止之儀仰出されたり、是より退転して今に至りて島渡りの者無し、……伯因の兩國は言に及ばず、普く日本の利潤なりしに退転に及ぶこと惜しむに余りあり」と記す。これにつづくのは、一八三〇年代の天保年間にまとめられた岡島正義の「因府年表」である。ここでは、あからさまなかたちでの国権拡張意識が表明されている——「右等朝鮮國へ逼近せる海島、是迄人の住居せざりし事は、全く日本の威光を震恐せるが故なるべき歟、此度の拳を其儘に御捨置に相成候事は、本邦を軽蔑の基にて通哭の至也」。

そして日露戦争後の朝鮮植民地化が進む状況下の一九〇七年（明治四〇）に、鳥取県が発行した『因伯記要』は「朝鮮鬱陵島占領事業」と称して、それを実行した米子商人の行動を快挙という。したがって、朝鮮人の竹島での漁撈は「我占領権は之が為全く毀害せらる」とみているし、幕府の渡海禁止措置についても「遂に姑息政策を執り、該島をば以後朝鮮に預くとの名義を以て、我れの占領権を放棄……幕府一片の禁令は、此の如く鬱陵島占領事業をして全然水泡に掃せしむ、亦惜むべからずや」という。さらに一九三三年（昭和八）に鳥取県が発行した「鳥取県郷土史」では「其

七、安龍福の抗議来日

韓国の高校国史教科書(註)には、安龍福について「東海に浮かぶ独島は、鬱陵島に属する島として、三国時代からわが国の領土だった。肅宗の時代（一九代王、在位一六七四—一七二〇年）には、東萊の漁民安龍福が、鬱陵島に不法侵入してきた日本人漁夫を追い出したのち、日本へ行き、鬱陵島と独島はわが国の領土であると確認させたこともあった」と記してある。中学教科書も同様であり、教科書に記述していることであるから、それが影響するところは大きい。

この教科書記述もそうであるが、安龍福についての韓国側史料は、もっぱら「朝鮮王朝実録」と「増補文献備考」所収の關係記事によっている。

『朝鮮王朝実録』肅宗二十二年（二六九六、元禄九）九月戊寅条には、八月二十九日に江原道襄陽県に帰国した安龍福らを探え、備辺司が取調べたさいの供述がまとめられて収録してある。すなわち、①安龍福は慶尚道東萊の人で、母親を見舞うため蔚山に行き、僧雷慈らに鬱陵島のことを話して、雷慈や劉日夫らと一緒にでかけることとした。②島には多数の日本人が来ており、他の人たちは近づくのを恐れていたが、安龍福は朝鮮領に日本人が越境侵犯しているのはど

間七十九年、辛苦を嘗めて経営したる竹島渡海の権を失つたのは、奮に両家の為にも惜むべきのみならず、因伯兩國の爲にも、我國の爲にも惜しむべきことであつた」として、幕府の外交姿勢を批判して、「元禄時代、昇平の極、文弱退嬰の政策を執り、遠島漁権の爲、外国と事を構ふるの不利なるを慮り、遂に漁権を放棄して、両家の特権を制禁せしもの」との認識を記すのであつた。

なお、戦後の一九七九年（昭和五四）に鳥取県が編纂刊行した「鳥取県史」では、近世の政治篇と経済篇で言及はしているものの、それが領有権をめぐる両国間の紛争事件を結果したことについては何ら記さないままで、幕府公認の利益の大きい経済事業であつたが、漁業紛争の結果、幕府が渡海を禁止したとだけ簡単に記している。その上に、鳥取藩に抗議来藩した安龍福事件については、何故かその事実さえも無視して言及していないのである。

これに対して韓国においては、鬱陵島に不法進入していた日本人を追いかけて伯耆州に行き、関白の書契を得て鬱陵島と独島が朝鮮領であることを確認させたということ、安龍福は国民的英雄としてその行動が高く評価されている。とりわけて安龍福が「鬱陵子山両島監稅將」を仮称したことは、子山島が現在の独島であるだけに、韓国側では特に重視しているところである。

うしたことかと詰問し、日本人は松島（独島）に住む者で魚を取りに来て帰ろうとしてるところだと答えた。③安龍福はさらに、松島すなわち子山島も朝鮮領であるのにとどめて日本人が住んでいるのかと、質して直ちに帰るよう到大声で怒鳴った。翌朝に船で子山島に行ってみると、日本人が魚を煮ており、釜をたいて叱つたので、日本人は船に帆をあげて帰って行った。

④そこで安龍福は日本人を追って玉岐島（隠岐島）に行つたところ、島主から来意を尋ねられたので、自分たちは長年にわたつて鬱陵島に渡海しているが、鬱陵・子山両島は朝鮮領であることを証明する関白（徳川将軍）の書契もあるにもかかわらず、日本人が越境侵犯しているのはどうしたことかと答えた。島主は伯耆州（鳥取藩）に通報したということが、いつまでたっても返事がないので、出帆して伯耆州をめざした。

⑤伯耆州に行き、安龍福は鬱陵子山両島監稅將を名乗つた。鳥取藩は人馬を出して迎え、青服に黒布笠をかぶり革鞋をはいた安龍福他一名は轎に乗り、他の九人は馬に乗つた。⑥伯耆州では安龍福は島主（伯耆州太守）と対座し、諸役人が下座に並ぶなかで、島主からは如何なる目的で来たかと問われた。そこで前に来た時に両島が朝鮮領であるという書契を関白にもらつたのに、帰りに対馬島主に取り上げ

られ、勝手に偽造したものを使人に持たせて理不尽なことをいってきている。このため対馬島主の罪状をあげて関白に上疏することにして、李仁成に疏文を作らせ島主(伯耆州)に提出受理された。ところがこのことを知った対馬島主の父親は、上疏文の内容が知られると、息子は死罪になると心配してきたので、両島を侵犯した一五名を処罰することを条件にして、関白への上疏を撤回することとし、島主より食料などをもらって帰国した。

『増補文献備考』では、伯耆州に行き、太守に対して対馬島主が鬱陵島のことだけでなく、朝鮮が送っている米・布・紙などについても不正行為をしていることを暴露する内容となっている。

ところが、以上のような安龍福の供述を、実際にやって来た鳥取藩の關係史料と対照してみると、事實關係で大きな相違があることが判明する。

第一は、一六九六年には一月に幕府の渡海禁止令が出たために、米子商人は竹島に行っていない。それにもかかわらず安龍福は、鬱陵島で多数の日本人を見つけて子山島へも行き、さらに日本人を追いかけて隠岐島まで行ったことになっている。

第二に、安龍福を迎えた鳥取藩では、言葉が通せず儒者との筆談でも「其来由不分明」であったとされているのに、

供述では島主と対座して話し合ったことになっている。

第三には、伯耆州での上疏文提出のを知って対馬島主の父親が登場してくるが、江戸から遠く離れた鳥取が舞台であることが忘れられている。

第四に、前回に日本に来た時は、竹島への侵入者として米子商人が拘束して連行してきたものであり、送還にさいして対馬藩は日本領竹島に朝鮮人の渡海を禁止するように東萊府に申し入れている。したがって安龍福がいうように、鬱陵・子山両島が朝鮮領であるとする考えは日本側にはなかったし、鳥取藩が罪人扱いをしている安龍福に対して幕府が領土権に関する書契を与えることなどありえないのである。

第五に、関白への上疏文なるものを鳥取藩が受理したかどうかは記録がなく不詳であるが、安龍福の抗議によって、幕府が竹島を因伯領ではないといって渡海を禁止したわけではない。すでに彼が来日する半年前には、幕府の竹島渡海禁止は決まっていたのであるから、彼の抗議来日は幕府の方針に何らの影響も与えるものでもなかった。ただ対馬藩については、幕府の竹島渡海禁止のことを朝鮮側に伝達する任務を怠っていたので、安龍福来日の報を受けて、対馬藩では東萊府の訳官が対馬を訪れた時に口上書で伝えたとされている。

したがって、韓国の中・高小教科書が「鬱陵島と独島はわが国の領土であると確認させたこともあった」とする記述は、明らかに誤りとしなければならぬのである。問題は、韓国側で「朝鮮王朝実録」を公式記録であるととして、無批判のまま絶対視していることである。「実録」に収載してあるといっても、安龍福の記録は自己中心の一方的供述であり、二度の来日をもとに自分勝手にまとめて粉飾した作り話というべきである。そのような「実録」にこだわりつけて、日本側の史料を全く参照しないままでいるというのは、安龍福問題の真相解明には至らないと思ふ。

八、韓国での安龍福評価

『ソウル新聞』一九九六年二月一日号には、ソウル大学校の慎錫度教授が「独島は韓国領——日本の領有権論を反駁する」を発表している。そこでは「蔚山の漁夫安龍福らが対馬に渡って身柄を拘束されながら抗議し、鬱陵島と独島が朝鮮領土であると主張しつづけた」と記しているが、対馬に行つて身柄を拘束されたとか、両島が朝鮮領であると主張しつづけたとか、すでにみてきた鳥取藩史料からいって、全く事実でないことが真実らしく語られているので

ある(日語訳は「コリアフォーカス」一九九六年四月号)。なお、慎錫度教授は、一九八一年七月二五日に開催された独島問題の座談会でも、「朝鮮王朝実録」について「安龍福の調書の内容のように、時代や場所が確かなのは」などと、安龍福の供述が正当なものであるかの如くに述べて、「実録」が公式記録であることを強調しているのであった。(『韓国学報』第二四輯、日語訳は「アジア公論」一九八二年四月号)。

これと同様に、安龍福が伯耆州ではなく対馬に行ったとする説は、国史編纂委員であった千寛字氏の「図説総合韓国史」でもとられている(ソウル、啓蒙社、一九九二年、日語版は東京エムティ出版)。「朝鮮王朝実録」では対馬に行ったとは記していないが、「増補文献備考」はもっぱら対馬が舞台になっている。ただ、幕府に代わって対朝鮮外交を担当していた対馬藩が、すでに解決済みの領有権問題を漁民を相手に交渉することなどありえないことである。

宋炳基韓国大学教授の「朝鮮後期・高宗朝の鬱陵島探討と開拓」(崔永福先生華中記念論叢刊行委員会「韓国史学論叢」所収、ソウル、探求堂、一九八七年)においても、鬱陵島が朝鮮の領土であるにもかかわらず、対馬島主が中間でごまかし、朝鮮に贈った私物までも策略した事実を関白に知らせたとされる」と、学術論文のなかでも安龍福の供述が無批判にそのまま使われているのである。なお、宋炳基教授は前述した

慎鍾履教授とともに「韓国学報」での独島問題座談会のメンバーでもあった。

さらにまた、最近の独島問題クローズアップのなかで、韓国中央日報の月刊誌「WIN」一九九六年五月号が「安龍福特集」を掲載した。そのなかの金鴻均記者のレポートは、安龍福の足跡を訪ねて鳥取・赤崎・米子・隠岐・松江の関係箇所を訪問して関係史料について検討するというもので、鳥取藩の記録である「竹島考」や「因府年表」も参照しているということでは、画期的な研究といつてよい。ただしかし結局は「朝鮮王朝実録」の安龍福供述を基調にしてまとめているわけで、折角の調査であつただけに、残念なことである。

以上みてきたように、韓国での安龍福評価は「朝鮮王朝実録」と「増補文献備考」の記述を絶対不変のものとして、しかもその内容を増幅するかたちで語られるのである。しかし日本側の史料によれば、それが事実と大きく異なることはすでに指摘した通りである。ただ、それにもかかわらず安龍福の供述が如何に虚偽にみちた作り話であるにしても、鬱陵島の近くに位置する子山島を、当時の日本で呼んでいた松島という名称を使って述べていること、両島がともに朝鮮領であるといつて、日本人の越境侵犯に対して抗議するために伯耆州に来たこと、これらについては誰しも

ノ儀モ有之、日本人民妄リニ渡航上陸不相成候條」と、各地方長官に諭示するよう内達した。その上で同年九月に政府は汽船を派遣して二五四名の日本人を鬱陵島から強制帰国させる。

これを機に朝鮮政府は、一八八二年（明治二五）一二月に鬱陵島開拓令を発して移住奨励策をとることになり、一九〇〇年（明治三三）一〇月二五日には勅令第四一号でもって鬱陵郡庁を置き鬱陵島とともに竹島・石島を管轄することを明示した。ここでの竹島は鬱陵島の小属島である竹嶼であり、石島が現在の独島である。

ところが一九〇四年（明治三七）九月、日本海軍は同年二月締結の日韓議定書にもとづいて鬱陵島に二カ所の望楼を建設し、海底電信線も敷設する。つづいて一月には海軍がリヤンクール島（現竹島）で望楼建設の可否を調査し、翌年八月には建設する。鬱陵島周辺海域が日露海軍決戦の主戦場になったことから、リヤンクール島の軍事的価値が注目されたのである。

このリヤンクール島、すなわち竹島での漁業権独占を考えた隠岐の中井養三郎が政府に働きかけるのは、一九〇四年（明治三七）秋である。「隠岐島誌」は「養三郎はリヤンクール島を以て朝鮮の領土と信じ、回国政府に貸下請願の決心を起し、同年の漁期終るや、直ちに上京して、隠岐出身なる

が否定できない歴史の事実であることを正當に評価することである。

九、竹島の日本領土編入

一九〇五年の竹島の日本領土編入をめぐる問題点については、すでに堀和生論文が余すところなく解明しているもので、ここでは要点だけを記すことにする。

一八七六年（明治九）内務省地理寮が地籍編纂のため竹島について島根県に照会した時に、島根県は松島（現竹島）を竹島（現鬱陵島）の属島ということと、「日本海内竹島外一島」として回答し、内務省もまた朝鮮領であるとの結論を出した。その上で太政官は「元禄五年朝鮮人入島以来旧政府該国ト往復之末、遂ニ本邦關係無之」と、翌七七年に一六九六年（元禄九）の幕府決定を再確認したのであった。

ところが日本人の側は、幕府がなくなった以上は幕府の渡海禁止令も廃止されたと勝手に解釈して、鬱陵島に出かけて天然林を伐採して日本に運んでいた。一八八一年（明治一四）に朝鮮の搜討官が鬱陵島に行き、多数の日本人が伐木漁撈に従事しているのを発見、日本政府に渡海禁止を要求する。このため八三年三月に太政大臣が内務卿に対して、日本稱松島一名竹島朝鮮稱蔚陵島ノ儀ハ、従前彼我政府議定

海外事情研究所公開講座のご案内

当研究所では活動の一環として、当大学の学生、OBならびに一般の方々を対象にした公開講座を開いております。今回は左記のテーマで行います。

記

- ・テーマ APECマニラ会議と今後の課題
- ・講師 山澤逸平氏
(一橋大学経済学部教授)
- ・日時 平成八年二月二〇日(金)
午後二時～四時
- ・会場 拓殖大学文京キャンパス
E館四階四〇一教室
(地下鉄丸ノ内線 茗荷谷駅 徒歩三分)
- ・参加費 二〇〇円
- ・問合せ先 〒一一二
東京都文京区小日向三―四―一四
拓殖大学海外事情研究所
☎(三九四七)二二六一 内線一四七四

農商務省水産局員藤田勤太郎にはかり、牧水産局長に面会して陳述する所あり」と記してあるように、リヤンコ島を朝鮮領の島と思い込んで、朝鮮政府に対して貸下請願をするつもりで上京した。

ところが相談にのつた牧水産局長らは、「同島の所属は確乎たる徴證なく」といって、前年から中井が同島で漁業していた事実でもって、「無主地の先占」ということにして日本への領土編入を考える。そのため中井に「リヤンコ島領土編入並に貸下願」を内務・外務・農商務の三省に提出させ、一九〇五年（明治三八）一月二十八日に日本政府は閣議で領土編入を決定、二月二日には島根県告示第四〇号で、リヤンクール島を竹島と命名、隠岐島司の所管とすることを公示した。

これによって竹島について、「対内的に日本の固有領土と確信せられていた所屬未定地を本県の管轄に編入し、対外的には近代法の無主地先占による領土権の確立を宣言した」とするのである。

だがしかし、漁撈のために貸下請願をしようとした隠岐の中井養三郎は、竹島を朝鮮領だと思い込んでいたのである。日本政府としても一八七七年（明治一〇）には鬱陵島とそれに付属した竹島を一括して日本領ではないと確認し、八三年には朝鮮領であると認めたと上で日本人を同島から引

揚げさせたのであった。それだけに鬱陵島から切り離して竹島を日本領土に編入するにあたっては、韓国政府に照会し協議すべきであったし、編入のことを通告することは当然であった。しかしすでに日韓議定書を押し付けて「軍略上必要ノ地点ヲ臨機取用」（第四條）する権限をもつ日本政府は、鬱陵島について竹島にも海軍望楼を建設し、さらに韓国の保護国化をも構想していた時であるから、竹島の領土編入を韓国政府に通告することは必要ないと考えていたものと思われる。

このため韓国政府が竹島の日本領土編入の事を知ったのは、一九〇六年（明治三九）三月に竹島視察の帰りに鬱陵島に立寄った島根県官員が、沈興澤郡守に会って告げたことからである。

郡守は直ちに「本郡所屬獨島」が日本領に編入されたこと、日本人官員が視察に来たことを江原道觀察使に報告し、政府の然る可き指示を求めたのであった。堀和生は同年五月一日付「大韓毎日申報」雑報欄に掲載された記事を紹介し、「甚涉訝然」という韓国側の反発を明らかにしている。すでに前年一二月に漢城（ソウル）に設置された韓国統監府の支配下におかれていた韓国政府としては、日本政府に対して異議を申立て抗議することさえできなかったのである。

（ないとうせいちゅう、島根大学名誉教授）

南シナ海領有権紛争と中国

特集II 東アジアの領土問題

南シナ海問題は、今日もつばら中国脅威論を中心に回っている。一九八〇年代に同国が南沙群島へ海軍力を入れ、実効支配の確立へ乗り出して以降、この問題は東南アジアの沿岸諸国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイと中国との対立抗争という形を色濃くしているからである。また中国が二一世紀に向け、経済・軍事大国へ成長しそうだとする見通しも同国に対する脅威論の醸成に関係している。

実際この見通しは、アメリカが内省的になり、また日本がバブル崩壊で弱気になったことに加え、中国自身の政治的将来が如何なる方向へ向かうのかが明かでないという疑心暗鬼に深く関係している。

だが一方、中国自身はこの南シナ海問題をどう考え、ど

竹下 秀邦

う臨もつとしているのか？ この点からの分析は、脅威論一色に災いされて、あまりなされることがない。中国問題が専門ではない筆者は、本稿でこの問題に真正面から取り組むことができない。ただ第三者として側面から、中国の立場を考察してみること、脅威論一色の状態に若干の補足を試みてみたいと思う次第である。

一、中国の立場、乏しい論拠

中国の南シナ海領有権に関する立場は、一般に信じられているよりはるかに条件の悪いものである。

まず主張の第一の根拠である「歴史的に確立された領有権」なるものは、他の沿岸国いずれもが取り合おうとして